

## 【地域支援課】

障害者総合支援法等関連研修（障害支援区分認定調査員研修、市町村審査会委員研修、相談支援従事者研修、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修）を実施し、障害福祉サービス等に必要の人材を育成している。

また、身体障害者福祉司と知的障害者福祉司を窓口として、区市町村等では解決が困難かつ高度で専門的な相談への支援を行うとともに、地域の障害者を対象とする相談機関やサービス提供機関に対して、障害者支援のノウハウの提供・研修等を実施し、関係機関職員のスキルアップを図るとともに、関係機関相互のネットワークづくりを推進している。

さらに、東京都自立支援協議会の事務局として、年2回の本会議の他、自立支援協議会担当者連絡会、地域自立支援協議会交流会や東京都自立支援協議会セミナーの企画運営、「東京都内の自立支援協議会の動向」の作成などに取組んでいる。

あわせて、東京都における高次脳機能障害支援拠点機関として、相談支援、ネットワーク、人材育成・広報普及啓発、社会生活評価プログラム、就労支援の各事業を実施している。

### 1 障害者総合支援法等関連研修の実施（地域支援担当）

障害者総合支援法等関連研修を各事業の運営所管と連携し、研修内容の企画運営、受講者の決定・修了証書の発行等を行っている。サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修は業務の一部を委託して実施している。また、相談支援従事者研修とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修を安定的に実施できる人材を確保するため、演習指導者養成研修を東京都の単独事業として実施している。

#### 令和5年度実績

講義はオンライン配信、演習は会場又はWeb会議システムを用いたオンライン形式で実施した。

	研修名	対象者	研修時期	修了者数
1	障害支援区分認定調査員研修	区市町村職員、区市町村から委託を受け認定調査を行う指定相談支援者等	講義（オンライン形式） 5月15日から21日まで配信	319
2	市町村審査会委員研修	区市町村から委嘱された審査会委員等	講義（オンライン形式） 5月15日から21日まで配信	121
3	相談支援従事者初任者研修	相談支援事業所（特定、一般及び障害児）の相談支援専門員となる者、指定重度包括支援事業所のサービス提供責任者となる者	講義2日、演習5日（演習は7回に分けて実施） 10月3日から2月1日まで	523
4	相談支援従事者現任研修	初任者研修の既受講者	講義1日、演習3日（演習は8回に分けて実施） 6月26日から8月29日まで	490

	研修名	対象者	研修時期	修了者数
5	相談支援従事者主任研修	相談支援専門員の指導的立場となる者	講義・演習5日 2月15日から3月8日まで	41
6	専門コース別研修①	相談支援専門員として実務を行っている者	講義（オンライン形式） 12月5日から11日まで配信	294
7	専門コース別研修②	主任相談支援専門員又は2回以上現任研修を修了している者	講義・演習3日 6月12日から8月31日まで	22
8	相談支援従事者等研修演習指導者養成研修	東京都の実施する相談支援従事者研修の演習指導者を担う意思を有する者	講義・演習3日 9月25日から2月9日まで	15
9	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修	指定障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者及び児童福祉法に基づく指定事業所の児童発達支援管理責任者となる者	第1回 講義3日、演習2日（演習は12回に分けて実施） 8月15日から9月23日まで	1,089
			第2回 講義3日、演習2日（演習は9回に分けて実施） 11月13日から12月14日まで	799
10	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修	基礎研修の既受講者であって、基礎研修修了後2年以上の実務経験があり、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として配置予定の者	講義1日、演習2日（演習は15回に分けて実施） 1月16日から2月29日まで	1,110
11	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修	サービス管理責任者等としての要件である研修を修了しており、事業所に配置されている又は配置予定の者	講義・演習1日（14回に分けて実施） 9月27日から10月5日まで	1,078
12	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者専門コース別研修	令和5年度基礎研修受講者及び過去の研修修了者のうち、児童発達支援管理責任者として配置予定の者	第1回 講義（オンライン形式） 10月11日から13日まで配信	171
			第2回 講義（オンライン形式） 1月17日から19日まで配信	121
13	サービス管理責任者等研修演習指導者養成研修	東京都の実施するサービス管理責任者等研修の演習指導者を担う意思を有する者	講義・演習3日 10月30日から12月25日まで	6

※障害者総合支援法等関連研修の推移については、参考資料（P51（4））を参照。

研修検討会名	委員数	研修検討会実施時期
相談支援従事者研修検討会	11人	5月24日、9月8日、12月19日、2月26日
サービス管理責任者等研修検討会	15人	5月30日、8月30日、11月17日、3月15日

## 2 身体障害者福祉司・知的障害者福祉司による専門相談等

### (1) 専門相談

身近な地域では解決が困難かつ高度で専門的な相談（障害者手帳、補装具等障害認定・判定関係を除く。）について、身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司を窓口として、センター内各課と連携し、助言や情報提供等の支援を行っている。

### (2) 区市町村との連携及び情報提供等

#### ① 業務説明会の開催

区市町村の新任職員を対象に、相談・判定等障害者福祉関係業務について、説明会を開催している。

令和5年度実績

知的・身体障害者担当新任職員業務説明会 参加者数150名（5月12日）

令和4年度まで知的障害担当と身体障害担当に分けて実施していたが、令和5年度より同一日程で実施。開催形式は、Web会議システムを用いたオンライン形式で実施した。

#### ② 各障害者福祉司会等との連携

東京都身体障害者福祉司会幹事会、東京都知的障害者福祉司会幹事会及び東京都市障害担当係長連絡協議会等への参加など、区市町村の担当者との連絡調整、助言や情報提供等を行っている。

#### ③ 地域関係機関における困難事例への助言・協力（知的障害者福祉司）

区市町村が行っている相談支援のうち、複雑・困難な事例については、区市町村からの要請に基づいて、関係者会議に助言・協力する立場で参加している。また、病院、精神保健福祉センター、保健所、保護観察所、児童相談所、女性相談センターなどの各専門機関とも協働しながら、知的障害者（児）が抱える課題解決に向け区市町村支援に取り組んでいる。

#### ④ ケースワーカー交流研修会の開催（知的障害者福祉司）

知的障害者福祉業務を担当して主に1～2年目となる区市町村のケースワーカーを対象に、日々の業務で直面している具体的な課題の解決と各区市町村職員間の交流を図ることを目的に、グループスーパービジョンの手法による研修会を開催している。令和5年度からは、普段交流する機会が少ない職員同士の情報交換の機会となることにも重点をおき、名称を「ケースワーカー交流研修会」に変更して実施した。

令和5年度実績

日時：令和5年12月8日

受講者数：36名、ファシリテーター7名

### (3) 障害者支援施設等の利用調整

区市町村及び施設の代表者並びに当センター職員により構成される、東京都障害者支援施設利用調整会議（以下「利用調整会議」という。）や「都立障害者支援施設等の利用調整に関するガイドライン」運用検証会議（以下「運用検証会議」という。）において方針を決定した後、対象施設の利用調整事務説明会を開催している。

令和5年度実績

利用調整に関する会議

- ・利用調整会議（身体障害者）：（5月23日）
- ・運用検証会議（知的障害者）：第1回5月26日 第2回11月17日

利用調整事務説明会

- ・障害者支援施設（身体障害者）：オンライン開催（6月9日）  
：参加者数54名
- ・都立障害者支援施設等（知的障害者）：オンライン開催  
：参加者数61名（6月14日）

① 障害者支援施設（身体障害者）の利用調整（身体障害者福祉司）

利用希望者が利用可能人員を大幅に上回っている現状にあつて、適正かつ円滑な施設利用を図るため、対象の障害者支援施設（21施設）の欠員が生じることにより利用調整を行っている。

令和5年度実績：利用調整件数 63件（延べ122名）

利用決定者数 55名 不調8件

② 都立障害者支援施設等（知的障害者）の利用調整（知的障害者福祉司）

平成23年8月1日から「都立障害者支援施設等の利用調整に関するガイドライン」に基づき施設ごとに利用調整を行っている。

この中で知的障害者福祉司は、施設の利用決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに円滑な施設利用のために、区市町村及び各施設に対して、利用調整に関する助言・協力を行っている。

また、各施設の利用調整会議に外部委員として参加し、運営に協力している（令和5年度は、5施設計8回参加）。

令和5年度実績：申込者数（延べ）2,297名 利用決定者数18名

### 3 東京都自立支援協議会（事業担当）

東京都自立支援協議会は、「東京都自立支援協議会設置要綱」に基づき、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援体制をはじめとする障害保健福祉に関する方策を協議する場として設置している。（設置根拠：障害者総合支援法第89条の3）

なお、平成23年度までは障害者施策推進部計画課が事務局を所管していたが、平成24年度から当課に所管が移行し、当センターの地域支援課が事務局を担っている。

第8期：令和5年度及び6年度（委員20名）

テーマ：協議会において合理的配慮による当事者の主体的な参画を推進するとともに、地域課題への取組過程の共有により、地域協議会活動の活性化を図る

令和5年度活動方針：地域協議会間のつながりをつくりながら、当事者の主体的な参画を促し、地域移行・地域生活支援への先駆的取組を共有する

(1) 本会議

第1回 開催日：令和5年6月5日（オンライン及び会場の併用により開催）

第2回 開催日：令和6年2月22日（会場開催）

(2) 自立支援協議会担当者連絡会

地域自立支援協議会間のつながりをつくり、先進的な取組を共有することで、協議会活動の一層の活性化を図ることを目的に、令和5年度から実施した。

第1回 開催日：令和5年8月22日（オンライン開催）

第2回 開催日：令和5年10月30日（オンライン開催）

(3) 地域自立支援協議会交流会

開催日：令和5年8月28日

場所：東京都社会福祉保健医療研修センター

参加者数：78名

テーマ：地域協議会間のつながりをつくりながら、当事者の主体的な参画を促し、地域移行・地域生活支援への先駆的取組を共有する

プログラム：第一部：話題提起

第二部：グループ討議

(4) 東京都自立支援協議会セミナー

開催日：令和5年12月11日

動画配信：令和5年12月21日から令和6年1月11日まで

場所：東京都庁第一本庁舎5階大会議場

参加対象者：一般都民、障害当事者・家族、地域自立支援協議会委員・事務局関係者、区市町村職員、相談支援事業所職員、障害者支援に携わる者等

参加者数：会場参加者 136名

動画配信希望者 287名

テーマ：地域協議会間のつながりをつくりながら、当事者の主体的な参画を促し、地域移行・地域生活支援への先駆的取組を共有する

プログラム：第一部 基調講演

第二部 パネルディスカッション「当事者主体の地域移行・地域生活支援とは」

(5) その他普及啓発

「令和5年度版 東京都内の自立支援協議会の動向」発行、ホームページ掲載等による情報発信

## 4 区市町村・関係機関等への技術的支援

(1) 地域関係機関・団体からの依頼に基づく支援（地域支援担当・高次脳機能障害者支援担当）

地域で障害者支援を担う機関・団体に対して、障害者支援に関する知識・情報の提供や技術的支援を行うことで、障害者へのサービスの充実と支援技術の向上を図り、障害者の自立と社会参加の増進に寄与することを目的としている。

表Ⅱ－１７ 令和５年度支援内容の状況

担当	内容	件数
地域支援担当	当事者向け「対人関係学習会」等	13
高次脳機能障害者支援担当	高次脳機能障害の基礎知識等	7
合計		20

(2) 地域関係機関職員向け研修等（地域支援担当）

障害者支援に関わる区市町村等関係機関職員を対象とした研修や講習会等を実施し、人材育成と支援ネットワークの構築に取り組んでいる。

令和５年度地域関係機関職員向け研修実績

研修名 (実施時期)	対象	目的・内容
視覚障害者支援者懇談会 (令和５年12月20日)	・視覚障害者の支援に携わる者 (32人)	視覚障害者の支援に携わる方の普及啓発・情報提供・交流の機会を提供する。
機能訓練事業者懇談会 (令和５年12月21日)	・機能訓練事業所職員 (17人)	都内で実施の少ない機能訓練事業について、事業実施に必要な知識及び技術、事業者や専門機関の意見交換の機会を提供する。

(3) 障害理解の促進（事業担当・地域支援担当）

① 実習生等の受入れ

都内の大学等教育機関や養成施設等において障害者福祉に関する学科を専攻する者、都内の行政機関、社会福祉施設、相談機関、サービス提供機関等において障害者福祉に関する業務に従事する者を対象に、実習生等として受け入れている。

令和５年度実績

社会福祉士 １校１名 ９日間

② 見学者の受入れ

センターの業務内容を紹介し、障害者福祉への理解の促進を図っている。

令和５年度実績

行政・福祉・医療系の教育機関・人材養成機関等 １件２名

③ 障害者接遇研修と障害理解への普及啓発の取組

障害の疑似体験（実技）を通して障害の特性と様々な不自由さを理解し、適切な接遇ができるように、都職員、区市町村・関係機関職員、公益団体職員等を対象として障害者接遇研修に職員を派遣している。

障害者接遇研修	対象者	年月日	参加者数	実施形式
福祉局・保健医療局・東京都立病院機構合同接遇研修（主催：（公財）東京都福祉保健財団）	福祉局・保健医療局・東京都立病院機構職員	令和５年７月14日 令和６年２月28日	参加者 延べ84名	会場開催

④ リーフレット「障害の理解のために」の作成

障害種別（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・精神障害・内部障害・知的障害・高次脳機能障害）ごとにイラストを用いてわかりやすく説明したリーフレットを作成し、ホームページに掲載している。

（掲載事例：障害のある方が地域生活の中で必要としている配慮、街中で気づいてほしい心遣い、職場でともに働くために求められる配慮等の事例等）

⑤ 災害時初動行動マニュアルの作成

障害種別（目の不自由な方・耳の不自由な方・知的障害のある方・高次脳機能障害のある方）ごとに作成し、ホームページに掲載している。

（掲載事例：障害のある方やその家族が災害発生時に適切な行動をとり、自らを守り、必要な支援が受けられるよう、障害特性に着目した情報をまとめたマニュアル）

## 5 高次脳機能障害者支援・就労支援

センターは、平成18年11月から、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業（障害者総合支援法第78条に基づく都道府県地域生活支援事業）の支援拠点機関となっており、11名の支援コーディネーターを配置し、「相談支援」、「支援ネットワーク構築」、「人材育成、広報・普及啓発」、「高次脳機能障害者のための社会生活評価プログラム」「高次脳機能障害者のための就労準備支援プログラム」の各事業を実施している。

### (1) 相談支援（高次脳機能障害者支援担当）

専用電話相談により、本人や家族及び関係機関職員等からの相談を受け付け、助言・情報提供を行っている。

令和5年度の相談受付件数は463件であり、そのうち新規相談件数は259件、2回目以降の継続相談件数は204件である。

新規相談について見ると、相談者は、本人、親族で半数以上を占め、次いで、医療機関が多い（表Ⅱ-18参照）。また、サービスの利用に関する相談が多く、相談内容に応じて、助言・情報提供などの対応を行っている（表Ⅱ-19参照）。

※高次脳機能障害に関する相談者の属性等については、参考資料（P.53（5））を参照

表Ⅱ－１８ 令和５年度新規相談件数内訳

相談者	件数	(構成比)
親族	83	(32%)
本人	61	(23%)
医療機関	27	(10%)
行政機関	24	(9%)
障害福祉施設	17	(7%)
相談支援機関	17	(7%)
介護保険機関	7	(3%)
就労支援機関	6	(2%)
教育機関	0	(0%)
その他・不明	17	(7%)
計	259	(100%)

表Ⅱ－１９ 令和５年度新規相談内容と対応

相談内容	件数
サービスの利用	178
就労	72
障害の理解等	65
医療	56
生活上の困難等	46
その他	13
計	430

対応	件数
助言	251
情報提供	111
他機関紹介	3
その他（カウンセリング等）	0
センター内他部署紹介	5
計	370

※ 新規相談 259 件の相談内容。1 件につき複数の相談内容が計上されているものもある。

※ 新規相談 259 件の対応内容  
 ※ 可能な限り地域関係機関の相談窓口を紹介して、必要に応じて協働して支援している。

(2) 支援ネットワーク構築（高次脳機能障害者支援担当）

① 高次脳機能障害者相談支援体制連携調整委員会（事務局：当センター、障害者施策推進部精神保健医療課）

年 2 回開催し、学識経験者、医療機関、教育関係機関、就労支援機関、福祉関係機関、区市町村、当事者団体等により、事業実施上の課題の検討、各機関の取組状況の把握と連携方法の検討を行っている。

令和 5 年度実績

第 1 回 令和 5 年 8 月 23 日（オンライン開催）

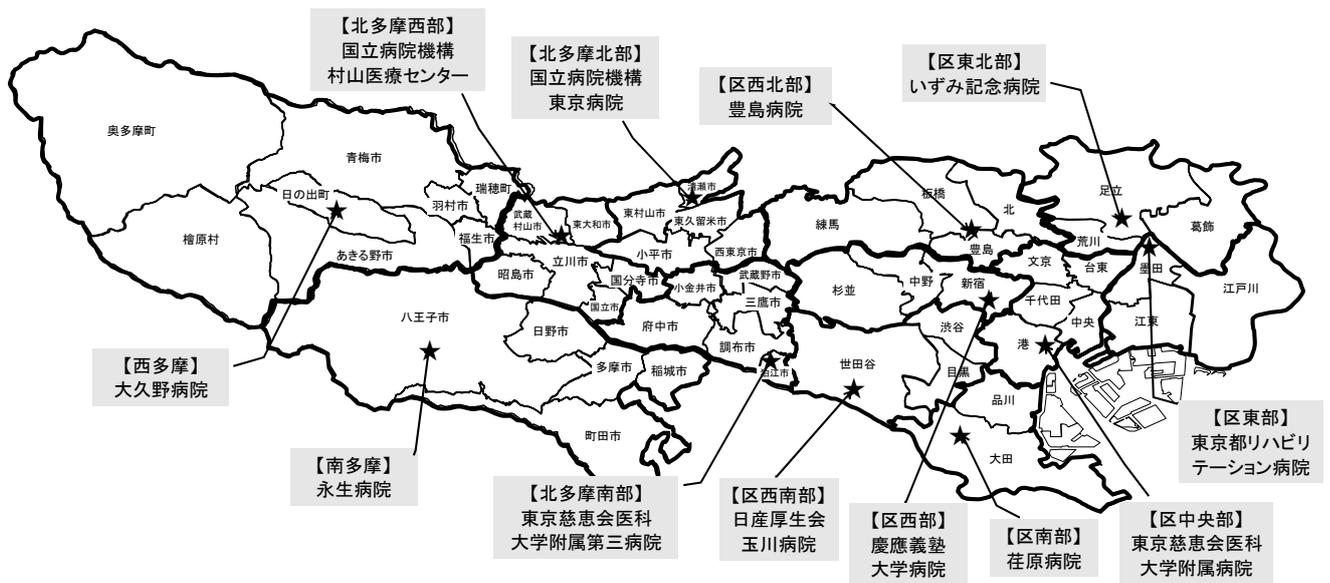
第 2 回 令和 6 年 2 月 28 日（オンライン開催及び会場の併用により開催）

② 専門的リハビリテーションの充実事業への支援

精神保健医療課所管の専門的リハビリテーションの充実事業（12 圏域で実施）の企画・調整、連絡会出席等の協力を行うとともに、年 1 回の圏域情報交換会に参加している。

圏域情報交換会開催日 令和 5 年 11 月 24 日

図Ⅱ－6 専門的リハビリテーションの充実事業 二次保健医療圏域と受託医療機関



- ③ 区市町村高次脳機能障害者支援促進事業への支援  
 区市町村単位のネットワーク支援として、区市町村主催の連絡会に出席等している。  
 令和5年度実績：20区市

(3) 人材育成、広報・普及啓発（高次脳機能障害者支援担当）

① 講演会、研修会等の開催

事項	対象者	内容	年月日等	備考
高次脳機能障害者相談支援員連絡会	相談支援実務担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度高次脳機能障害者の支援（高次脳機能障害支援普及事業等）について説明</li> <li>情報提供（支援コーディネーター全国会議等）</li> <li>話題提供（全国の高次脳機能障害支援普及事業の取組について）</li> </ul>	第1回 令和5年6月21日 （支援促進事業支援員連絡会） オンライン開催	第1回 46区市町村 105名
		<ul style="list-style-type: none"> <li>報告及び情報提供（圏域情報交換会、小児の高次脳機能障害に関する研修会等）</li> <li>話題提供（テーマ：「障害者就労支援施策等の動向について（就労選択支援を中心として）」）</li> <li>「東京都・厚生労働省からの情報提供について」等をテーマにグループ討議</li> </ul>	第2回 令和5年12月6日 （相談支援員連絡会） 集合開催	第2回 39区市 56名
相談支援研修会（第1回）	相談支援従事者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>講演（テーマ：高次脳機能障害の基礎知識）</li> </ul>	①令和5年7月24日 オンライン開催  ②令和5年8月4日から8月14日まで 録画配信	申込み者 ①149名 ②471名

相談支援研修会 (第2回)	相談支援 従事者等	・講演 (テーマ: 高次脳機能障害 者のピアサポートの現状とこれ から)	令和5年10月25日 集合開催	103名
小児の高次脳機能障 害に関する研修会	教育関係 者等	・講演「小児期の高次脳機能障害 の理解と対応」 ・トークセッション「学校、家族、 それぞれの立場から～何を、ど こまで、どのすればいいのか ～」	令和5年8月18日から 8月31日まで 録画配信	申込み者 431名

② リーフレット等の作成・ホームページへの掲載(高次脳機能障害者支援担当・就労支援担当)

- ・高次脳機能障害者地域支援ハンドブック (改訂第六版) (令和5年3月)
- ・高次脳機能障害の理解と支援の充実をめざして2022年版 (令和4年3月)
- ・リーフレット「もしかしらお子さんは高次脳機能障害かもしれません」(令和6年3月)
- ・ポスター「高次脳機能障害普及啓発」(令和6年3月)
- ・リーフレット「高次脳機能障害者のための就労準備支援プログラム」及び「高次脳機能障害者のための社会生活評価プログラム」改訂(平成31年3月)
- ・「高次脳機能障害者のための社会生活評価プログラム」「高次脳機能障害者のための就労準備支援プログラム」終了者調査報告書 (平成29年3月)
- ・高次脳機能障害の理解と支援の充実をめざして2022年版 (令和4年3月)
- ・「とうきょう高次脳機能障害インフォメーション」

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shinsho/kojino/index.html>

内容: 高次脳機能障害とは、相談窓口一覧、受入れ可能な通所施設一覧、対応できる医療機関一覧、当事者・家族会一覧、セミナー等開催情報 等

(4) 高次脳機能障害者のための社会生活評価プログラム (就労支援担当)

自立した社会生活や就労(福祉的就労を含む。)などの社会参加を目指している高次脳機能障害者に対して、地域の支援機関(就労支援センター、福祉事務所、就労支援事業所等)からの依頼に基づき、作業能力面、生活管理面、対人技能面、障害理解面を中心に評価を行っている。利用期間は原則4か月で、プログラム終了後のアフターフォローも必要に応じて実施している。

(平成24年10月開始)

【個別課題】

- ① 作業課題 (事務処理作業: パソコン、計算、事務補助作業、軽作業、創作作業)
- ② 認知課題 (計算、書字、学習課題、その他)
- ③ 生活管理 (時間管理、健康管理、金銭管理、メモリーノート・代償手段の使用)
- ④ 環境評価 (自宅、通所事業所等への訪問など、個々の必要に応じて対応)

【グループワーク】

- ① 朝、帰りのミーティング (タイムカード、スケジュールの確認、メモリーノートの活用支援等)
- ② スポーツ系課題 (ストレッチ、卓球(サウンドテーブルテニス)、ボッチャ等)
- ③ 学習系課題 (食生活、身だしなみ、ストレス、記憶等)
- ④ コミュニケーション (社会生活技能訓練、スピーチ、ゲーム等)

令和5年度実績

新規利用者数 3名

終了者数 3名

表Ⅱ－２０ 令和５年度社会生活評価プログラム終了時の状況

終了者数	終了者の状況					
	復職・新規就職	職業訓練	求職活動	通所先	在宅	その他
3	0	1	0	1	0	1

(5) 高次脳機能障害者のための就労準備支援プログラム（就労支援担当）

就労（福祉的就労を含む。）を希望する高次脳機能障害者に対して、地域の支援機関（就労支援センター、福祉事務所、就労支援事業所等）からの依頼に基づき、職業評価、高次脳機能障害評価、作業課題による評価、就労準備講習会などを組み合わせたプログラムを提供するとともに、それぞれの職業的課題を明らかにし、幅広い「職業生活」の実現を目指している。利用期間は原則6か月で、プログラムをとおして、支援機関が行う一般就労のための求職支援、定着支援、復職支援、又は地域での福祉的就労の実現をサポートしている。（平成19年9月開始）

評価項目

【基礎課題】

- ① 職業適性検査 ② 漢字テスト ③ 電卓計算（見取り算） ④ 心理検査

【作業課題】

- ① パソコン課題（ワード・エクセル等） ② 電卓計算（集計課題等） ③ 電話応対  
④ 郵便仕分、物品品出し・棚入れ、ボールペン組立等の作業

令和５年度実績

新規利用者数 5名

終了者数 4名

表Ⅱ－２１ 令和５年度就労準備支援プログラム終了時の状況

終了者数	終了者の状況					
	復職・新規就職	職業訓練	求職活動	通所先	在宅	その他
4	2	1	0	1	0	0

(6) 就労支援（就労支援担当）

障害者の就労面と生活面を一体的に支援するために、都では、「区市町村障害者就労支援事業」を実施し、区市町村を主体とした障害者の就労支援に取り組んでいる。

センターでは、こうした区市町村の取組を技術的に支援することを目的として、就労支援を展開している。

① 専門相談

区市町村及び地域の就労支援機関からの知的障害者や視覚障害者、聴覚障害者、脳血管障害などによる肢体不自由者、高次脳機能障害者の就労支援に関する相談に幅広く対応している。

② 職業（職能）評価

区市町村や障害者の就労支援機関、学校からの依頼に基づき、知的障害者や視覚障害者、聴覚障害者、脳血管障害などによる肢体不自由者、高次脳機能障害者の職業能力や職業適性などの評価を実施している。

評価内容：基礎能力評価、作業評価、心理評価、職業適性検査等

評価期間：知的障害者・特別支援学校生徒 概ね5日間

その他の障害者 20回を基準に個別に設定

表Ⅱ－２２ 令和５年度職業相談件数

(電話)は電話件数を再掲

相談者	件数		知的障害者		身体障害者										精神障害(高次脳機能障害等)		その他			
	件数	(電話)	件数	(電話)	視覚障害		聴覚障害		言語障害		肢体不自由		内部障害		件数	(電話)	件数	(電話)		
					件数	(電話)	件数	(電話)	件数	(電話)	件数	(電話)	件数	(電話)					件数	(電話)
福祉事務所	2	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	2	(2)
就労支援センター	114	(102)	3	(3)	23	(22)	0	(0)	6	(5)	5	(5)	0	(0)	52	(45)	25	(22)		
学 校	10	(10)	1	(1)	4	(4)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(1)	4	(4)		
その他関係機関	39	(37)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	2	(2)	0	(0)	10	(8)	26	(26)		
ハローワーク	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
本人・家族	16	(13)	1	(1)	3	(2)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	2	(1)	9	(8)		
そ の 他	49	(44)	0	(0)	3	(3)	1	(1)	0	(0)	6	(5)	0	(0)	22	(20)	17	(15)		
計	230	(208)	5	(5)	34	(32)	1	(1)	7	(6)	13	(12)	0	(0)	87	(75)	83	(77)		

※ 「その他関係機関」…通所施設、障害者センター、職業センター、病院等

※ 相談件数230件中、高次脳機能障害に関する相談は192件（うち電話件数171件）

※ 障害の分類は、相談者が上げた主たるものを一つだけ計上

### 令和５年度 職業（職能）評価件数

高次脳機能障害者を対象に実施した。

新規利用者数 1名

終了者数 1名

#### ③ 就労支援担当業務説明会の開催

地域の就労支援機関の方を対象に、職業（職能）評価や当センターの就労準備支援プログラム、社会生活評価プログラムについて説明し、障害者の就労支援として活用していただくこと及び就労支援技術の共有化やその向上を図るために、就労支援担当業務説明会を開催している。（社会生活評価プログラムについては、P. 35 参照）

令和５年度実績

開催日：令和５年 11 月 1 日（オンライン開催）

参加者：27 機関（障害者就労支援センター、ハローワーク、障害者福祉センター等）  
31 名

#### ④ 就労準備講習会（特別版）の開催

就労準備支援プログラム及び社会生活評価プログラムの利用者を対象に、就労に向けた支援の一環として定期的に就労準備講習会を実施しているほか、利用者に加えて、プログラム終了者、地域の障害者就労支援機関等の関係職員にも対象を広げ、就労準備講習会（特別版）を年 1 回開催している。

令和５年度実績

ピアサポーターによる当事者同士のグループ活動として実施したため、通所中の利用者を対象とした。

開催日：令和 6 年 3 月 15 日

テーマ：働くを応援するグループピアサポート

出席者：11 名（利用者、ピアサポーター、職員含む）

## 【多摩支所】

多摩地域の障害者の利便を図るため、昭和59年4月に設置された。

障害者総合支援法の規定を踏まえ、更生相談所として主に身体障害者を対象とした補装具の判定と知的障害者を対象とした愛の手帳等の判定に係る業務を行っている。

また、障害認定課及び地域支援課と連携し、各種講習会、説明会等を開催することにより多摩地域の市町村障害福祉担当課等の職員に対する支援の強化を図るとともに、多摩地域の保健医療機関、障害者就労支援機関等との連携を深め、ネットワークづくりを推進している。

### 1 管轄区域

多摩地域の障害者の利便を図るために設置しているが、交通の利便性、利用目的等により、特別区に居住する障害者も障害判定等で支所を利用できる。

### 2 判定の予約受付業務

区市町村障害福祉担当課から補装具費の支給に当たっての判定の依頼を受け付けている。また、知的障害者を対象とした愛の手帳の判定を希望する人から電話により予約を受け付けている。

表Ⅱ－２３ 障害認定・判定業務 標準週間日程（支所）

#### ◆身体障害関係

令和6年4月1日現在

区分		月	火	水	木	金
補装具	肢体不自由	(書類審査等)	(書類審査等)	上肢・下肢装具 義手・義足 車椅子 電動車椅子 姿勢保持装置	上肢・下肢装具 義手・義足 車椅子 電動車椅子 姿勢保持装置	上肢・下肢装具 義手・義足 車椅子 電動車椅子 姿勢保持装置
	聴覚障害	(書類審査等)	(書類審査等)	(書類審査等)	補聴器▲	(書類審査等)
重度心身障害者手当		所内又は出張判定	所内又は出張判定	(書類審査等)	(書類審査等)	(書類審査等)
判定会議	午後	(書類審査等)	補装具判定会議 (本所)	(書類審査等)	(書類審査等)	(書類審査等)

※ ▲は隔週

※ 視覚障害者の弱視眼鏡等の補装具に関しては、本所でまとめて判定している。

#### ◆知的障害関係

令和6年4月1日現在

区分		月	火	水	木	金
愛の手帳(18歳以上)	午前	所内判定	所内判定	所内判定	所内判定	所内判定
	午後		(書類審査等)			
重度心身障害者手当	午前	(書類審査等)	所内判定	所内判定	所内判定	所内判定
	午後			(書類審査等)		
判定会議	午後	(書類審査等)	(書類審査等)	愛の手帳 判定会議	(書類審査等)	(書類審査等)

### 3 障害認定

#### (1) 身体障害者更生相談所としての判定

##### ① 補装具費支給の要否判定及び適合判定

肢体不自由者の車椅子、義肢、装具、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置、聴覚障害者の補聴器などの要否の判定及び処方と適合の判定を行っている。(判定の流れは、P. 17 図Ⅱ-2を参照)

令和5年度実績(支所のみ) 判定件数 1,783件(肢体不自由 1,771件、聴覚12件)

※本所との合計数は、P. 17表Ⅱ-5を参照。

##### ② 児童補装具に関する助言

区市町村の求めに応じて、児童補装具に関する技術的な助言を行っている。

##### ③ 東京都重度心身障害者手当の判定

東京都重度心身障害者手当の受給資格の認定を受けようとする者について、条例で定める程度の障害の状態にあるか否かについて判定を行っている。

※本所との合計数は、P. 18表Ⅱ-8を参照。

##### ④ 障害者総合支援法に規定されている区市町村に対する援助

区市町村の求めに応じて、区市町村が行う介護給付費等の支給決定や障害支援区分の認定等に関して、障害者総合支援法第22条及び第26条並びに第51条の7及び第51条の11に規定する援助を行っている。(P. 17 2(5)「障害者総合支援法に規定されている区市町村に対する援助」を参照)

#### (2) 知的障害者更生相談所としての判定

##### ① 愛の手帳交付のための判定

都内に居住する愛の手帳の交付及び更新に係る判定を希望される方(18歳以上)について、来所及び出張等により、医学的判定及び心理学的判定等を行ったうえで、障害の有無や程度の総合判定を行っている。(判定の流れは、P. 22 図Ⅱ-4参照)

令和5年度実績(支所のみ) 判定件数 940件(新規 261件、更新 641件、程度変更 38件)

※本所との合計件数は、P. 18表Ⅱ-6参照。

また、児童相談所による判定の結果、既に愛の手帳を交付されている方が、18歳到達時の更新判定を申請される場合に、障害者の利便性を考慮して、平成18年度から、市町村の会場に向き、障害程度が重度(愛の手帳1・2度)の手帳所持者に限定した「巡回集合判定」を実施し、判定の促進に努めている。

令和5年度実績(支所のみ) 巡回集合判定 12市 70人(延べ14回)

判定予定者の人数により複数市での合同開催や1市での複数回開催を行っている。

※本所との合計件数は、P. 18表Ⅱ-7参照。

##### ② 東京都重度心身障害者手当の判定

東京都重度心身障害者手当の受給資格の認定を受けようとする者について、条例で定める程度の障害の状態にあるか否かについて判定を行っている。

令和5年度実績(支所のみ) 判定件数 新規161件 現況104件

※上記(1)③による判定を含む。

※本所との合計数は、P. 18表Ⅱ-8を参照。

##### ③ 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金の最重度障害者加算対象者の確認審査

施設に入所している最重度知的障害者へのサービス向上のため、平成16年度に都独自の最重度障害者加算の認定制度が創設された。障害者施策推進部からの依頼を受けて、最重度障害者加算対象者の確認審査を本所と協働して実施している。

令和5年度実績（支所のみ）10件 6施設

※本所との合計件数は、P. 19表Ⅱ－9参照。

- ④ 生活実習所運営経費補助金に係るサービス水準維持経費補助対象者の審査・判定  
令和5年度実績（支所のみ）5件 2施設

- ⑤ 障害者総合支援法に規定されている区市町村に対する援助

区市町村の求めに応じて、区市町村が行う介護給付費等の支給決定や障害支援区分の認定等に関して、障害者総合支援法第22条及び第26条並びに第51条の7及び第51条の11に規定する援助を行っている。（P. 17 2 (5)「障害者総合支援法に規定されている区市町村に対する援助」を参照）

表Ⅱ－24 令和5年度 判定・診断件数の状況（支所）

（単位：件）

身体 障 害	補装具判定	1,235	知 的 障 害	新 規	261	
	補装具適合判定	548		更 新	641	
	身体手帳診断	0		程度変更	38	
	重度手当判定（現況判定含む）	27		小 計	940	
	その他の判定	0		そ の 他	重度手当判定（現況判定含む）	238
	身 体 計	1,810		その他の判定（最重度障害者加算）	15	
			小 計	253		
			知 的 計	1,193		
身体・知的 合計				3,003		

## 4 地域支援

### (1) スキルアップ

多摩地域市町村の障害福祉担当課等に対し、障害認定課及び地域支援課と連携して専門的な知識や情報の提供などの支援を行っている。令和5年度は、知的障害と身体障害を同一日程でオンラインによる講義とする等見直しを図った。多摩支所においては、①から③までの説明会、講習会の資料作成や講義、運営補助等を行った。

また、多摩地区の障害者の就労を促進するため、多摩地区の障害者就労支援センター等の人材育成を目的とし、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京障害者職業センター多摩支所と共催で「多摩地区障害者就労支援講習会」を開催した。

このほか、地域支援課が受け入れる実習生の受け入れの際は、多摩支所において講義を行うなど協力を行った。

- |                         |            |         |
|-------------------------|------------|---------|
| ① 知的・身体障害者担当新任職員業務説明会   | 令和5年5月12日  | オンライン実施 |
| ② 補装具判定に関する講習会（肢体）      | 令和5年7月3日   | オンライン実施 |
| ③ 補装具判定に関する講習会（機器展示）    | 令和5年7月31日  | 集合形式実施  |
|                         | 令和5年9月29日  | 集合形式実施  |
| ④ 多摩地区障害者就労支援講習会        | 令和5年11月14日 |         |
| 立川地方合同庁舎                | 集合形式実施     | 28名出席   |
| テーマ：テレワークに関する障害者就労支援の取組 |            |         |

(2) 情報交換

多摩地域で開催される様々な行政機関等の会議に支所の職員が出席し、相互に必要なとする情報を交換している。

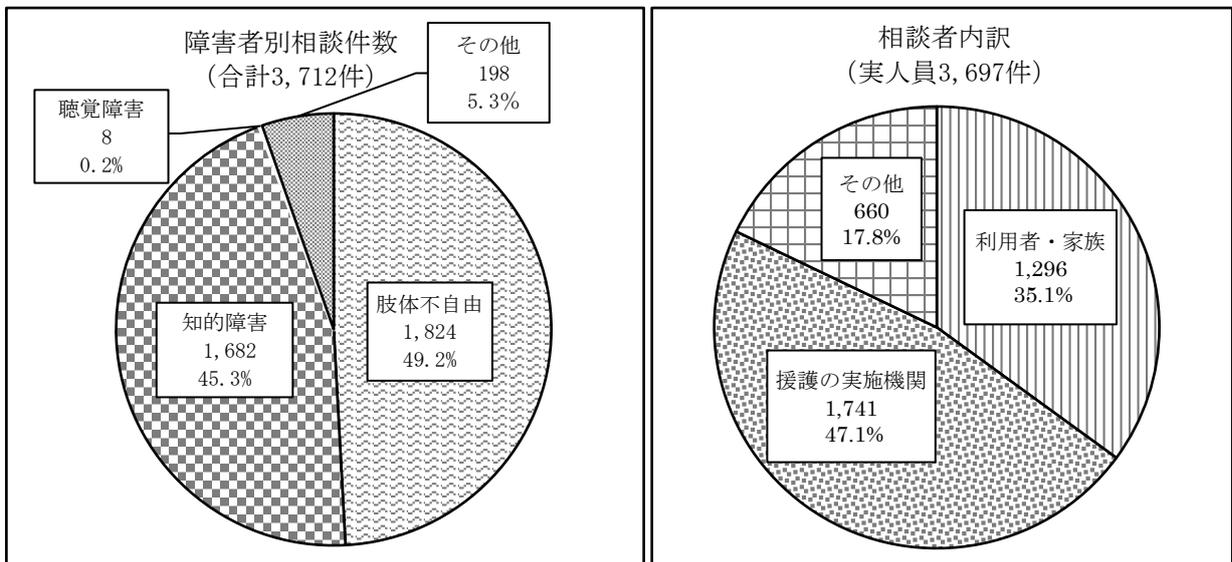
- ① 多摩地域特別支援学校担当者連絡会（令和5年7月4日 2名出席）
- ② 東京都市障害担当係長連絡協議会（5月、7月、10月、1月 出席）
- ③ 東京都市心身障害者施設協議会（8月、9月 オンライン出席）

5 障害に関する相談

障害者本人又は家族及び多摩地域市町村からの障害者の生活、職業、補装具等の各種相談に応じている。就労に向けた相談が必要な場合や専門的支援が必要な高次脳機能障害等に関する相談があった場合は、本所の関係各課及び東京障害者職業センター等を案内している。

※電話相談件数については、P. 25表Ⅱ-16令和5年度本所と支所の電話相談件数（課別）参照。

表Ⅱ-25 令和5年度 相談状況（支所）



※複数相談を含む。

※「障害別相談件数」は、電話相談3,633件と来所相談等79件の内訳である。(P. 16表Ⅱ-4参照)